

月刊 東洋療法

2020 312
4.1 発行

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

あはき療養費の受領委任取り扱いの 施術管理者の要件 厚生労働省・通知 について

令和3年1月 から、
「はり師」、「きゅう師」および「あん摩マッサー
ジ指圧師」が療養費の受領委任を取り扱う「施術管理
者」として地方厚生（支）局に新たに申し出する場合、
実務経験 と研修の受講 が必要となります。

「施術管理者」になるための要件は、これまで
では国家資格（免許）のみでしたが、令和3年
1月から、「実務経験」と「研修の受講」につ
いても必要であり、過去に施術管理者の経験が
ある方も、令和3年1月以降、新たに申し出す
場合、「研修の受講」が必要です。

■実務経験について

国家資格の取得後、施術所での実務経験が1年間必要となります。

※施術所では他のはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師と一緒に勤務する必要があります（令和2年12月以前の期間を除く）。

■研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるように、以下の研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間、 2日間以上	(1)職業倫理	(3)適切な施術所管理
	(2)適切な保険請求	(4)安全な臨床

★ただし、以下の方は特別に申し出を行うことが可能です。

a. 取り扱い開始当初の特例

1. 対象者

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間において、新たに施術管理者となるための要件のうち実務経験は有しており、研修は受講していないが、施術管理者として受領委任の申し出を行う方

2. 内容

申し出に際し、受領委任の申し出を行った日から1年以内に研修を受講し、「施術管理者研修修了証」の写しを提出する旨を確約した「確約書（施術管理者研修）」を添付することにより、受領委任の申し出が可能です。

《注意》受領委任の申し出を行った日から1年以内に「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合、受領委任の取り扱いを中止します。その場合、その後、2年間、受領委任の申し出を行うことができません。

b. 施術管理者が死亡した場合の特例

1. 対象者

施術所の施術管理者が死亡し、その際にその施術所に勤務する施術者として申し出されており、その施術所の施術管理者として受領委任の申し出を行う方

2. 内容

ア 実務経験を有していない方

申し出に際し、受領委任の申し出を行った日から速やか（遅くとも2年以内）に実務経験の期間を有し、「実務経験期間証明書」の写しを提出する旨を確約した「確約書（実務経験）」を添付することにより、受領委任の申し出が可能です。

《注意》受領委任の申し出を行った日から速やか（遅くとも2年以内）に「実務経験期間証明書」の写しを提出しなかった場合、受領委任の取り扱いを中止します。その場合、その後、2年間、受領委任の申し出を行うことができません。

イ 研修を受講していない方

上記aの「2. 内容」と同じ

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する 施術者対応について

会長 伊藤久夫

ここ数カ月にわたり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が各地で広がっており、鍼灸マッサージの業務に関しても院外施術（訪問施術）現場への影響が拡大しつつあります。

高齢者が感染した場合の悪化リスクが高いことから、施設、ならびに在宅施術の現場におきましては、普段より衛生面の徹底が強く求められております。

医師の同意により、必要性があり施術が行われているものの、施設側としてのリスクを避けるためにやむを得ず出入り禁止になる施設も徐々に増加しています。

ある地域では、訪問施術の担当者が、手指消毒やマスクの着用をしていなかったという医療関係者からの苦情

が入っているとのことです。鍼灸マッサージ業界全体に影響が出る事案です。

当会ホームページには、厚生労働省からの最新情報や大学病院から提供された動画で「新型コロナウイルス感染症に対する個人防護具の適切な着脱方法」や「福祉・介護施設における新型コロナウイルス感染症の対策」を紹介しております。

是非ご覧になって適確な情報を把握されるとともに、医療従事者の心得として、手洗い、マスクの着用は当然のこととして自らが媒体とならないよう、細心の注意を払って対応していただきますようお願いいたします。

（全鍼師会ホームページより）

あはき療養費

2月末3月末まで有効の同意書は 4月末まで延長されます！

（厚生労働省・事務連絡）

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日）において「感染防止の観点から、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する」とされたことを踏まえ、下記の事務連絡がありましたのでお知らせします。

1 同意の取扱い

(1) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧（変形徒手矯正術を除く。）の再同意

前回交付の同意書に基づく支給可能な期間の最終日が令和2年2月25日から4月末までである場合において、支給可能な期間を超えた日から令和2年4月末までの期間に受けた施術については、引き続き療養費（施術報告書交付料を含む。）の支給対象となる期間と認めること。

なお、さらに引き続き施術の必要がある患者は、遅くとも令和2年4月末までに医師の診察を受け、同意書（当該診察日以降の交付年月日であるもの）の交付を受けること。

(2) 変形徒手矯正術の再同意

医師の診察は、電話等を用いたもので差し支えないこと。

また、臨時的な取扱いであるため、当該診察に基づく再同意は、患者が実際に医師から同意を得ておれば、同意書の交付は要しないこと。

なお、当該診察及び同意の取扱いは、令和2年4月末までの取扱いであること。

施術報告書については、医師の再同意に資するものであり、施術報告書が交付された場合、電話等を用いた診察の前に医師に送付するか又は電話等を用いた診察に際し患者が内容を伝えることが望ましい。

保険医療機関は、医師が電話等を用いた診察を患者に行った場合、電話等再診料を算定でき、当該診察に基づく療養費同意書交付料は算定できないこと。

(3) 初回の同意（変形徒手矯正術を含む。）

従来どおり、医師の診察及び同意書の交付が必要であること。

2 療養費支給申請書の取扱い

上記1(1)により療養費支給申請書（以下「申請書」という。）に同意書を添付できない場合、前回交付の同意書の内容を申請書の「同意記録」の各欄に記載し、申請書の「摘要」欄等に添付できない具体的な理由（「新型コロナウイルスの感染防止のため医療機関を受診していない」等）を記載すること。

また、上記1(2)により申請書に同意書を添付できない場合、電話等を用いた診察に基づく同意の内容を申請書の「同意記録」の各欄に記載し、申請書の「摘要」欄等に添付できない具体的な理由（「新型コロナウイルスの感染防止のため電話で診察及び同意を受けた」等）を記載すること。

3 施術録の取扱い

施術録の取扱いについては、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）の別添1「受領委任の取扱規程」の21に基づき、受領委任を取り扱う開設者及び施術管理者が施術録を整理し、施術完了の日から5年間保存する（同意書の写しを含む。）こととしているが、上記1(1)(2)により申請書に同意書を添付できない場合、施術管理者は、上記2の申請書への記載内容を施術録にも記載すること。

4 その他

この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の発生という事態を踏まえた臨時的なものであることから、この取扱いも含め、引き続き関係通知等を遵守し療養費支給の適正化に努めるものであること。以上

令和2年2月20日～22日、神戸国際会議場で開催された第25回日本災害医学学会にDSAMから8名参加。その中2名が口演発表、4名がポスター発表を行った。(全鍼師会からは朝日山、榎本、成田、古田各先生が発表)

今回、新型コロナウイルスの事で世の中が混乱し、開催自体に賛否がある中、全国から災害関連医療従事者をはじめ関係者が集まったが、新型コロナウイルス対応で、DMATや関係されている多くの方々の講演と発表の取り下げがあるなど、現況をリアルに感じた学会であった。今回コロナウイルスに果敢に立ち向かっている先生方を応援する意味でも開催を踏み切ったとのこと。また新型コロナウイルスによる肺炎に対応した医療関係者が職場でいじめや、その子どもが保育園・幼稚園に通うのを自粛するよう求められたりする事態が起きているとして、日本災害医学学会は「看過できない行為。もはや人権問題」とし、抗議する声明を発表した。

急遽予定を変更しての緊急特別講演「新型コロナウイルス(COVID-19)感染症 日本でいま起きていること」を重症急性呼吸器症候群(SARS)や高病原性鳥インフルエンザの発生時、世界保健機関(WHO)の短期専門家として海外で活動した新潟大学大学院の齋藤玲子教授が務めた。

齋藤教授は日本の現状を「誰から感染したか分からない人が増えつつあり、感染拡大期に入ったと考えられること、さらに病院・医療関係者は非常にリスクが高く、院内感染が一定程度出ると、医療崩壊を招く恐れがある」と説明した。

2009年の新型インフルエンザ流行時には、発熱外来が“パンク”したことなどを例に挙げ、「軽症者は拡散防止のため自宅待機」と強調。「病床は重症者のために確保することが必要」と訴えた。

また、新型コロナウイルスの感染者1人が広げるのは2～3人で、季節性インフルエンザと同程度の感染力とする見方を示し、予防にはアルコール消毒はエチルアルコールが効果的、流水で15秒以上の手洗いが有効、死滅温度は85度でアイロンなど有効。逆にマイナス温度では死滅せず、と解説。飛沫(ひまつ)感染についても、会話によってもつばは1メートルほど飛ぶとして、マスクをするなどの注意を呼びかけた。国外では薬については国内で使われていな



い薬やHIV抗ウイルス薬などが有効と言われているが、現在日本国内では効果的な薬はないと解説した。

DSAMの発表は「平成30年7月豪雨」に対するDSAMの「健康支援活動～仮設フェーズにおける鍼灸マッサージ施術の有用性～」をDSAM委員長矢津田善仁氏(日鍼会危機管理委員長)、「東洋医学に基づく養生指導」をDSAM顧問堀口正剛氏(日鍼会危機管理委員)が一般演題で口演し、会場や座長から高評価を得ることが出来た。

ポスター発表は全鍼師会災害対策委員の「現場で培う繋ぐ力」を榎本恭子氏、「災害支援にむけてのアンケート調査」を古田高征氏、「仮設住宅・復興住宅における鍼灸マッサージ施術とサロン活動の意義」を朝日山一男氏、「被災地でのサロン活動についての報告」を成田卓志氏が務め、司会者から慢性期に至る活動の重要性、生活不活発病予防の観点から我々の活動を高く評価され、PTや医師から取り入れたいがどう動いたらいいのか教示してほしいなど質問された。

今回の学会は新型コロナウイルスに対応するため、各所にアルコールが置かれ、来場者にはマスク着用を促し、懇親会は中止となり、災害医学らしく予防に徹していた学会であった。そして全鍼師会の会員が他学会で学会発表を行ったことは大変意義があることと思う。

また、やみくもに不確かな情報をうのみにせず、正しい知識をつけ情報共有の大切さを改めて学べた。

今回は令和3年3月15日～17日国際医療福祉大学 東京赤坂キャンパスで開催予定。我々DSAMも今回同様発表を目指していきたい。(報告：災害対策委員長 仲嶋隆史)

ICD-11 伝統医学章 新設記念講演会報告

昨年5月、WHO総会で伝統医学の章を含むICD-11が承認されました。今回の改訂では、西洋医学用語だけの分類項目に加え、新たに伝統医学用語の項目が入りました。これにより日本伝統医学の独自性の根拠が得られ、医療の中で日本伝統医学の地位向上が期待されることは私達日本の伝統医学に携わる者にとっては悲願でありました。こうした結果は、今後更なる日本国民の健康維持・増進につながるかと存じます。また、これからはICHI(医療行為の国際分類)は、世界で標準的に使用できる分類レベルを作成する必要があります。

この作成した分類レベルを基に、各国で独自に使用することも可能であります(※世界標準分類を基に、その下に日本独自の分類も付加できる)。

これにより医療経済学的な国際比較や各国独自の分析も可能となります。

例えば、米国では、戦場における痛みや、精神的ストレス、PTSDに対して鍼を活用しています。このことは目的が明確であり、疾病と鍼との関連があります。

また、米国では6～7州で認められた鍼の臨床的・ガイドラインがあり、保険適応疾患に対する治療方法が決まっています(シンプルに作られている)。



日時：2月20日(木)15時～17時50分
場所：東京都千代田区神田錦町 学士会館
特別講演：

1. 武見敬三氏(参議院議員)
2. Nenad Kostanjek (ネナード氏)
(WHO Technical Officer, Data Standards and Informatics
Department of Information, Research and Evidence)

なお、左記の例は、国にとって国家資源となるために活用されています。(つまり、具体的な目的が明確にあるために、それに従ってICHIが作られている。)ICHIは、米国の鍼の臨床的・ガイドラインを参考にして作られているため、対応する疾患が少ないようです。

WHOはICHIを2020年に公表したいと考えていますが、リソースがありません(資金不足)。

ネナード氏は、個人的見解として、ICHIは小さな所から、確実に始めていくことが大事である。少ない項目でも、どこまで広げるか、深めていくのが重要。但し、ビジョンは大きく持つことが大事であり、そのほうが人も集まり、お金も集まる可能性があるかと述べていました。

また、航海に例えて「最初から心配するよりは、大きな希望を持って進むことが大事である」と私達の志と行動が大切であることを教えていただきました。

当日参加者：副会長 長嶺芳文、介護委員長 狩野裕治、学術委員長 小川眞悟。(報告：学術委員長 小川眞悟)

がいのいこばなし Dr.タコの外来小咄 120



息子の卒業式に同席できなかったタコです。諸外国に比して日本の死亡者が少なく抑えられているのは、衛生環境も大きいと感じます。蛇口をひねれば水で手洗いが出来、用足し後は紙も水に流せるとは、世界的にも貴重なのではないのでしょうか。和食を食べて身を清潔に保ち、国難を乗り越えましょう！

今ここにある危機

「いつ何時新型コロナウイルスの患者さんが来てもおかしくない
ので、うちでも対応せざるを得ないですね、皆さん気
をつけましょう」

と朝礼で訓示。いきなり来ました、通院中の患者さん
「タイの実家に2週間帰ってたけど、帰りに具合が悪
くなって、東京の診療所で風邪だって言われて薬も
らってきたです」

「えっ！じゃ・じゃなんで来たんですか？」

「咳と熱が良くならないのできました」

「今どき大騒ぎになってるのは知ってるのかな」

「しってます、あっちでもおおさわぎです」

「・・・」

現場はこんなもんです、ちなみにこの方はカゼだっ
たようで回復しました、ふー

カラスの勝手にしょ

「いやーえらい目にあつたよ、電柱のカラスがフンを落
として、あやうく頭に落ちるところだった」

「フン害ねえ、それで憤慨してるわけか」

「おいおい、笑えないぞ、カラスはどんどん増えてゴミ
を散らかす、そこらじゅうフンだらけにするし」

「そういうこともあるけど、おおげさだよ」

「おまえは気にならないのか？」

「ないね、カラスはエサを探して食べて、フンをしてる
だけで、人が勝手に迷惑にしているだけだ、それに、カ
ラスを見たら良い徴ということにしているから、逆にワ
クワクする」

「おまえもカラスみたいにむかつく野郎だなあ」

ほら怒る対象は別にカラスじゃなくてもいいんじゃないか

周回遅れの田舎遺産？

「いつこの町で新型コロナウイルスの患者が出るか戦々恐々だね」

「してみると、つくづく過疎の良さがわかるよね」

「過疎の良さ？」

「じゃないか、満員電車もない、バスもない、人混みは探
してもない、あるとすればスーパーか病院ぐらいのものだ
ろう」

「確かにね」

「インバウンドといってるけど、幸い？ここではあまり外
国人は増えてない」

「まあ、寂しい気もするけど」

「具合が悪ければ隔離といわれても、もともと隔離され
てるようなものだし」

「都会を離れる人が増えるかもしれないね」

白神山地は天然ブナの山林が手つかずで残り世界遺
産に指定されましたが、開発と称して観光地化されず
に放置された賜物なのです

ヒトは虫のターミネーター

「あのね、良いニュースと悪いニュースがあるんだけど、
どっちから聞く？」

娘は「じゃあいいニュース！」

「それはやっつけられて、かたづけられました！ふー」

「？じゃあ、悪いニュースは？」

「さっき〇匹目のゴキ〇りくんを発見しました！」

「ギョベツ！うわっこわい、どうしよう！」

「だから、やっつけたから心配ないってば」

「そっかよかった」

自分はいがいの害虫呼ばわりされているゲジゲジヤカ
メムシ達も逃がしてやるため、リピーター？が後を絶ちま
せん(ティッシュで優しくくるんで窓からリリースします)
が、ゴキ〇りだけは、反射的に潰してしまいます、な
んかのカルマかしらん？

Dr.タコ 昭和40年生まれ、慶應義塾大学医学部卒。田んぼに囲まれたふるさとで診療する熱き内科医。

認知症ミニ講座④

認知症の予防

・認知症になりやすい人は、真面目で責任感が強く、自分の許容
を超えて頑張り過ぎたり、ストレスをためこんでしまうため、心
身のバランスを崩しやすい傾向にあるようです。自分の性格を変
えるのは簡単なことではありませんが早めに周りに相談すること
で、このような考え方に対する指導やアドバイスを受けることも
大事です。

認知症になりやすい人	認知症になりにくい人
几帳面でまじめ	大雑把に考える
ネガティブ思考	ポジティブ思考
人見知り	社交的
短気で怒りっぽい	のんびりと構えている

・肥満は万病のもとと言われますが、認知症へのリスクも高くな
ります。また、最近では、BMI20未満の痩せすぎている人が、認
知症発生のリスクが34%以上と高いことがイギリス・ロンドン大
学の研究で発表されています。また、糖尿病などの生活習慣病、
慢性的な睡眠不足についても、認知症の原因と言われるアミロイ
ドβを増やす傾向にあり、認知症リスクを高めます。

認知症になりやすい人	認知症になりにくい人
太り過ぎまたは痩せすぎ	太っていない、体脂肪率は低い
高血圧の傾向がある	高血圧ではない
糖尿病の傾向がある	うつ病ではない
睡眠障害、慢性的な寝不足	毎日ぐっすり寝ている

(広報IT委員 中川紀寛)



古くて新しい お灸と養生 (健康で、病に打ち勝つ抵抗力を得る方法)のお話し

お灸と養生についての記述は、古くは「千金方(中国の古典652年)」に「凡そ人、家に居す、及び遠行隨身するに、常に熟艾一升あり。」(家にいる場合でも、旅をする際にも常に古いモグサを一定量備えておかねばならないの意)と記載されており、また「千金翼方(中国の古典657～681年の間と推定)」には、有名な「三里の灸」についての記載が登場しています。

日本においても、吉田兼好の「徒然草」に「四十以後の人、身に灸を加へて三里をやかざれば、上気のことあり。必ず灸すべし。」の記載があり、松尾芭蕉の「奥の細道」には「そぞろ神の物につきて心をくるはせ、道祖神の招きにあひて取るもの手につかず、もも引きの破れをつづり笠の緒付けかえて、三里に灸すゆるより松島の月先ずこころにかかりて、住める方は人に譲り…」と記載され、貝原益軒の「養生訓」においても日常的に養生(健康で、病に打ち勝つ抵抗力を得る方法)の為にお灸を積極的に勧めていたことが記されています。

この養生のための「お灸」について現代西洋医学的方面から考察を加えた事で「お灸博士」と呼ばれた研究者は原志免太郎氏です。原志免太郎氏は、九州帝国大学医学部にて1929年に結核を患ったウサギにお灸をすることにより、生体の抵抗力が増すことについての論文(灸を施せる結核動物の治癒傾向 福岡医科大学雑誌1929年)を著し、お灸と養生についての関係性の追求を行っています。

現代では、原志免太郎氏のお灸の知見を元にアフリカにおいて結核患者に対して、標準的西洋医学的治療(短期結核薬療法 DOTS)とDOTSに自己施灸を毎日行った2群に分けて回復具合、血清学的変化を比較した研究が行われています¹⁾。現在発表されている論

文では、灸療法を行った群は、喀痰陰性(P=0.032、初月)により結核薬療法(DOTS)のみを行った群よりも早く薬物療法に反応を示したと計測されたとなっています。ただしこの論文の結語では、「人間の肺結核症(HIVとの同時感染の有無に関わらず)を治療する際、灸療法の効果と潜在的な効能の両方のより広い理解を提供する為にもより多くの調査を行うべきであると結論づける。」とも記されています。

我が国において古くから養生法の一つとして行われてきた「自己施灸(特に足三里)」は、養生法(健康で、病に打ち勝つ抵抗力を得る方法)として大いに期待が持てる方法ではありますが、现阶段では、確たる証明がされていないため、今後の更なる研究結果が切望されます。

参考文献：

東郷俊宏 お灸の歴史—科学史の視点から—。全日本鍼灸学会雑誌 第53巻4号、510-525。2003

引用文献：

1) Hood Ahmed Ibanda, Merlin Young 他：Adjunctive moxibustion treatment for tuberculosis: A randomised clinical trial investigating potential efficacy and comparative safety. European Journal of Integrative Medicine 20 (2018) 90-97

(広報IT委員 清水洋二)



+ FOCUS 感染症の流行

エンデミック [地域流行]

一定の地域内において、感染症などの疾患が恒常的に発生している状況のこと。

「エンデミック」は、一定の地域内において、同じような罹患率で、あるいは一定の周期で同じ疾患が繰り返されることを指します。「特定のエリア」というニュアンスで、ある病院や病棟という比較的狭い範囲で流行するようなケースも含まれます。

エピデミック [流行]

一定の地域内で、感染症などの罹患が通常の期待値を超えて急増する状況のこと。明らかに通常の予測を超えた罹患が、一定期間、一定の地域で急に発生するのがエピデミックです。あるいは、これまでその疾患の流行がみられなかった地域で、いきなり流行するという意味もあります。

パンデミック [世界的大流行]

エピデミックとなった疾患が、一定の地域を超えた広範囲で同時に流行する状況のこと。エピデミックが世界の複数地域で同時発生するという一種の緊急事態で、病原体の種類によっては多数の死者を出すケースも少なくありません。歴史に暗い影を落としたペストやコレラ、スペイン風邪などもパンデミックの一例です。

最近では、2009年に発生した新型インフルエンザをWHO(世界保健機関)がパンデミック宣言したことが記憶に新しいです。

(広報IT委員 中川紀寛)

令和2年度 定時総会開催のお知らせ

定時総会を下記の通り開催いたしますので、任期中の代議員各位のご出席をお願い申し上げます。任期中の代議員には別途ご案内文書をお送りしますので、出欠等については必ず期限内にご回答下さいますようお願いいたします。

(事務局)

- 日時 令和2年5月24日(日)12時～ 受付開始
 - 場所 ホテルルポール麹町 3階マープル 電話：03-3265-5361(代)
東京都千代田区平河町2-4-3 (※地下鉄「麹町駅」「永田町」下車)
 - 内容
 - ・第1部 定時総会 13時～15時20分
 - ・第2部 特別講演 15時30分～17時
演題：「無意識世界と健康長寿の処方箋」(仮題)
講師：健康科学研究所所長・大阪市立大学名誉教授 井上正康先生
- 【参考】5月25日(月)は連盟総会、協同組合総代会を3階マープルにおいて開催予定です。

令和2年度 行事カレンダー (予定)

日程	行事名	場所
5月16・17日	スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会	神奈川(横浜)
5月24日	令和2年 定時総会	東京(麹町)
5月25日	令和2年 全日本鍼灸マッサージ師連盟総会	東京(麹町)
	日本鍼灸マッサージ協同組合総代会	
	あはき療養費&広告ガイドライン説明会	東京(四谷三丁目)
9月27・28日	第19回 東洋療法推進大会in徳島	徳島(徳島)
11月15日	都道府県師会会長会	東京(四谷三丁目)
12月13日	災害支援指導者育成講習会	香川(宇多津町)
令和3年 2月27・28日	地域健康づくり指導者研修会	東京(四谷三丁目)

Information インフォメーション

研修会・イベント開催予定

各地での研修会・イベント情報をお知らせいたします。多くの方のご参加をお待ちしています。
詳細・申込については各師会事務所へお問い合わせ下さい。(変更・中止等がある場合もありますので必ず事前にご確認下さい)
なお、全鍼師会HP：トップページ内「全鍼ニュース」もご参照下さい。

月日	師会名	時間	場所	内容	一般参加	参加費	生涯研修単位
4月5日	石川	10時30分～12時30分	石川県立盲学校(予定)	症例検討会ほか	可	無料	2単位
	大阪	10時～15時40分	大阪府鍼灸マッサージ会館	保険取扱講習会	可	無料	6単位
4月12日	福井	13時～15時	福井市「アオッサ」	被災する前にすることは	可	無料	2単位
5月3日	石川	10時30分～12時30分	石川県立盲学校(予定)	症例検討会ほか	可	無料	2単位
	大阪	10時～15時40分	大阪府鍼灸マッサージ会館	保険取扱講習会	可	無料	6単位

*研修単位は会員のみ

全鍼師会 110番補償制度 好評発売中!

この制度は会員の先生方が、安心して日常の業務に専念いただけるよう、不慮の施術事故をはじめ院内施設の不備や日常生活上の事故により損害賠償責任を負った時に、その損害をお支払いするものです。

※会員以外の方は加入できません(更新日6月1日)

年間保険料 + 支払限度額	セ ッ ト (型) 名		新 DX	新 0	
		年間保険料 +	制度運営費	10,000円	8,760円
●	業務に基づく事故	対 人	1事故	2億円	1億円
			1年間	6億円	3億円
	業務施設に基づく事故	対 人	1名	1億円	5,000万円
			1事故	2億円	1億円
日常生活に基づく事故	対人・対物	1事故	2,000万円	1,000万円	

■お問合せ
日本鍼灸マッサージ協同組合
TEL(03) 3358-6363

■元受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

協同組合ニュース

110番補償制度（医療事故等に備える賠償保険）は
6月1日更新です

今年も110番補償制度更新の時期となりました。ご加入者の皆様には3月に更新案内をお送りしていますので、案内に従ってお手続き願います。未加入の先生方でご希望の方には新年度パンフレットをお送りしますので、協同組合までご連絡下さい。

これまで長年事故とは無縁だから大丈夫、とは言えません。まさか！ということがいつ起きるかわからない世の中です。

備えはできていますか？

お問合せは、協同組合・保険担当まで。

TEL : 03-3358-6363 FAX : 03-6380-6032

Mail : jamm@jamm.or.jp

● 発行者 公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

〒東京都新宿区四谷3-12-17
TEL 03-3359-6049 FAX 03-3359-2023

平成七年一月三〇日
第三種郵便物認可

● 購読料 年三、六〇〇円（会員は会費より）

● 定価 三〇〇円

編集後記

皆で決めなくてはいけないのに、どうするのか誰からも意見が出ない時、あえて極端な提案をすることがあります。当然反対されるような意見です。誰かに聞いた話ですが、たとえば何人かで昼ご飯を食べる店をどこにするかという話になって、「どこでもいいよ」「任せるよ」とか言って誰も考えないようなケース。「じゃあ某ファーストフード店にしよう」というと「それはいやだ」という人がいます。嫌な人は、そこで初めて何を食べたいか意見を考えます。これは、会議や仕事の現場でも応用できるかも知れません。気をつけないといけないのは、極端な意見を言って相手を怒らせないか、誰かを傷つけないか、といった点です。でも、あえて反対されるような意見を出すことで他の選択肢を考えるきっかけになるのであれば、この方法を使ってみるのもいいかも知れませんね。
(広報IT委員長 廣野敏明)

鍼電極低周波治療器

KANAKEN

Lasper-A・MC エース エムシー
ラスパーA・MC

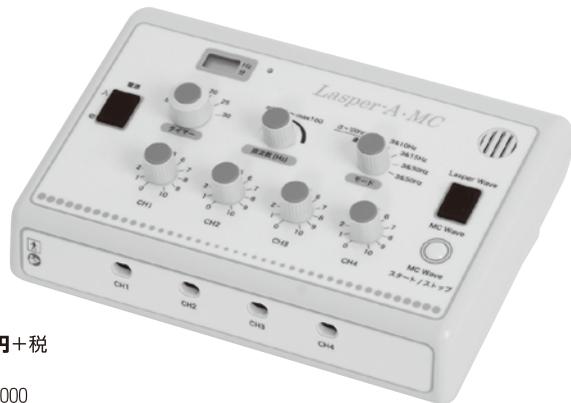
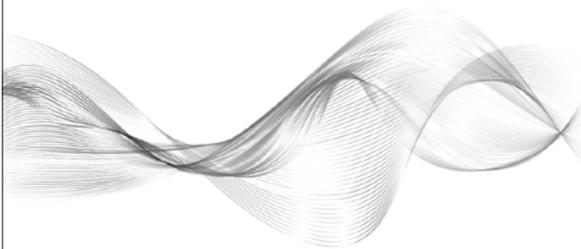
鍼電極低周波治療器

+

マイクロカレント

マイクロカレントは実績のデュアルクロス通電方式

この1台で鍼治療は「新たな時代」を迎える



ラスパーA・MC

KE-600 65,000円+税

〔クラスⅡ / 特管〕
認証番号 230ALBZX00034000

総発売元 株式会社 **カナケン**
本社：〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘2-17-39
TEL 045-901-5471(代) FAX 045-902-9262
オンラインショップ <http://e-kenkou.jp/> E-mail info@kanaken.co.jp

大阪営業所：TEL 06-6935-3016(代) FAX 06-6935-3017
新潟営業所：TEL 025-286-0521(代) FAX 025-286-8870
福島営業所：TEL 024-961-7211(代) FAX 024-961-7221
仙台出張所：TEL 022-287-6273(代) FAX 022-287-6218

発行所 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-12-17 全鍼師会会館内

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

TEL.03-3359-6049 FAX.03-3359-2023

全鍼師会 ホームページURL <https://www.zensin.or.jp>
E-mail zensin@zensin.or.jp

協同組合 ホームページURL <http://www.jamm.or.jp>
E-mail jamm@jamm.or.jp

名称 鍼灸マッサージ情報誌 月刊東洋療法

代表者 伊藤 久夫

郵便振替 00160-8-31031

銀行口座 りそな銀行 新宿支店 普通口座 1717115

名義/公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

発行人 伊藤 久夫

編集人/広報IT委員長 廣野 敏明

購読料 年3,600円 千共(会員は会費より)

□座名のフリガナは「シヤ)ゼンニホンシン
キユウマッサージシカイ」となります